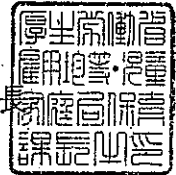


都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について

保育所における社会福祉法人会計基準の取扱いについては、「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年3月20日児保第13号。以下「平成12年通知」という。）により、その留意点を示してきたところであるが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において「保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。」とされたところである。

これまで保育所を経営する事業と併せて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）を行っている場合は、平成21年4月1日から起算して3年以内に保育所を経営する事業と一時預かり事業の経理区分を別に設けるものとしていたが、上記決定を踏まえ、本通知をもって、経理区分の明確化の適用を除外することとした。併せて、保育所を経営する事業と併せて児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）を行っている場合（一時預かり事業と地域子育て支援拠点事業の両方の事業を行っている場合を含む。）についても同様の取扱いとすることとした。これに伴い、平成12年通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知願いたい。

◎ 保育所における社会福祉法人会計基準の適用について（平成12年3月20日児保第13号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>3 経理区分上の取扱いについて 社会福祉法人が、保育所を営む事業と併せて、児童福祉法第34条の110の規定に基づく一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行う場合においては、これらの事業について同一の経理区分で経理を行って差し支えない。ただし、その場合においても、補助金等の適正な執行を確保する観点から、各事業にかかる経費の算出については、利用児童数や保育の実施時間によって、それぞれの事業に係る費用を把握するなど、合理的な基準に基づいてを行うものとし、一度選択した基準は原則継続的に使用するものとする。また、各事業にかかる経費の算出に当たっては、基準や内訳は、所轄庁や補助を行う地方自治体の求めに応じて提出できるよう、書類により整理しておくものとする。</p>	<p>3 経理区分上の取扱いについて 社会福祉法人が、平成21年4月1日において保育所を営む事業と併せて、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）による改正後の児童福祉法第34条の110の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）と同法第34条の111の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）のいずれか若しくは両方の事業を行っている場合又は同日において保育所を営む事業のみを行っている社会福祉法人が、翌日以降に、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行う場合において、定款に記載された社会福祉事業ごとに経理区分を設けていないものについては、平成21年4月1日から起算して3年以内に保育所を営む事業と地域子育て支援拠点事業又は一時預かり事業の経理区分を別に設けるものとする。</p>